

<詳細版>

みやぎの環境影響評価

～宮城県環境影響評価条例のあらまし～



イヌワシ（幼鳥） 宮城県絶滅危惧Ⅰ類



クマタカ（成鳥） 宮城県絶滅危惧Ⅱ類



春の蔵王連峰



ミヤマオダマキ 宮城県絶滅危惧Ⅰ類



ユキワリコザクラ 宮城県準絶滅危惧

宮 城 県

～目次～

1. 環境影響評価とは？	P 1
2. みやぎの環境影響評価制度に関するこれまでの経緯	P 2
3. みやぎの環境影響評価対象事業一覧	P 3
4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ	P 4
5. 事業計画概要書、方法書、準備書、評価書等とは？	P 6
6. みやぎの環境影響評価の評価（調査・予測）項目	P 7
7. みやぎの環境影響評価における県民・行政の関わり	P 8
8. Q & A	P 9
9. 留意事項	
(1) 住民説明会の開催に関する留意点（立地検討段階）	P 11
(2) 環境影響評価図書の内容による公開について	P 15
(3) 累積的影響評価に係る協力について	P 16
10. 参考	
規定・マニュアル	P 17

～コラムの目次～

コラム 1	我が国の環境アセスメント制度	P 1
コラム 2	環境影響評価条例と環境影響評価法との関係	P 2
コラム 3	風力発電事業の累積的影響評価	P 7

※表紙写真 クマタカ 加藤勝久氏 撮影
イヌワン 由井正敏氏 撮影
ミヤマオダマキ、ユキワリコザクラ 安倍睦夫氏 撮影
春の蔵王連峰 みやぎデジタルフォトライブラリー（宮城県観光プロモーション推進室）
裏面写真 葉菜山 みやぎデジタルフォトライブラリー（宮城県観光プロモーション推進室）

1. 環境影響評価とは？

環境影響評価とは、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業について、事業者が事前に環境影響を評価する制度です。

事業者は、環境の構成要素（大気、水質、動植物等）について項目毎に調査、予測、評価を行います。

事業者は、それらの方法やその結果などを各々の段階で公表し、県民や市町村長・知事からの意見を聴きます。そして、それらの意見に配慮した環境保全措置を検討し、事業計画へ反映させます。

環境影響評価とは、これらの手続きを定めたもので、事業者が地域住民等の意見を適切に反映し、最終的に地域の環境に配慮した事業計画とすることで、県民の健康で文化的な生活を確保することがねらいです。



コラム1 我が国の環境アセスメント制度

環境アセスメントは、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

我が国では、昭和47年に公共事業での環境アセスメントが導入され、昭和50年代半ばまでに港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられました。その後昭和56年に統一的な制度の確立を目指し「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、昭和58年に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。また、この頃、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、平成5年に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

法律の完全施行後10年の経過を受け、平成23年4月に環境影響評価法の改正が行われ、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などが制度に盛り込まれました。

出典：環境省環境影響評価情報支援ネットワーク Webサイト

2. みやぎの環境影響評価制度に関するこれまでの経緯

宮城県では、昭和51年に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」を制定し環境影響評価を制度化しました。その後、「環境影響評価要綱」を経て、平成10年に「環境影響評価条例」を制定しました。

その後、時々の環境の変化に合わせ条例や施行規則を見直してきました。

近年、太陽光発電や風力発電の導入が進む一方、山間部などにおいてこれらの事業等による環境への影響が懸念されていることを踏まえ、令和4年10月1日から、事業立案の早い段階で地域住民等に事業計画の概要を周知することを義務化しました。

年	主体	事項
昭和44 (1969)	米	アメリカ「国家環境政策法 (NEPA)」制定
昭和47 (1972)	国	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
昭和51 (1976)	県	「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」制定
昭和56 (1981)	国	旧「環境影響評価法案」国会提出 (昭和58年廃案)
昭和59 (1984)	国	「環境影響評価の実施について」閣議決定
平成 5 (1993)	国	「環境基本法」制定
	県	「宮城県環境影響評価要綱」制定
平成 9 (1997)	国	「環境影響評価法」制定
平成10 (1998)	県	「環境影響評価条例」制定 (以下、条例)
平成11 (1999)	県	「環境影響評価条例施行規則」制定 (以下、条例規則)
	県	「環境影響評価技術指針」制定 (以下、技術指針)
平成20 (2008)	県	「条例規則」改正 (対象規模引上げ)
	県	「条例」改正 (電子縦覧、方法書説明会の義務付け等による手続強化)
平成24 (2012)	県	「条例規則」改正 (風力発電所設置事業条例対象化)
	県	「技術指針」改正 (計画段階配慮事項の追加等)
	県	「条例規則」改正 (火力発電所設置事業条例対象化)
平成29 (2017)	県	「技術指針」改正 (火力発電所に対応する事項の追加)
	県	「条例」改正 (対象事業に発電事業を追加)
令和 2 (2020)	県	「条例規則」改正 (太陽電池発電所設置事業条例対象化)
	県	「技術指針」改正 (太陽電池発電所に対応する事項の追加等)
	県	「条例」改正 (方法書作成前の手続、第二種事業説明会の追加等)
令和 4 (2022)	県	「条例」改正 (方法書作成前の手続、第二種事業説明会の追加等)
	県	「条例規則」改正 (風力発電所、太陽電池発電所等の対象規模改正等)

※県の取組を中心として記載しています。また、条例改正は主要な事項を抽出して記載しています。

コラム2 環境影響評価条例 と 環境影響評価法との関係

事業規模が大きく「環境影響評価法」の第一種事業に該当する場合、又は法第二種事業に該当し、法に基づく手続が必要と判定された場合は、同法に基づき環境影響評価の手続が行われます。

また、法に基づく手続が不要と判定された場合や、法では対象事業となっていないものの、条例で対象となる事業については、条例に基づき環境影響評価の手続が行われます。

- ・法第1種事業: 配慮書手続が義務付けられている。
- ・法第2種事業: 環境影響評価が必要かどうか個別に判断する事業。配慮書手続が義務付けられていない。
- ・配慮書: 事業の検討(早期)段階で、環境保全のために適正な配慮について検討を行い、その結果をまとめたもの。位置、配置、構造など複数案の検討を行う。

(例)	環境影響評価法		→ 法第二種事業のうち 手続不要の判定	環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業		第一種事業	第二種事業
ダム	100ha以上	75ha以上 100ha未満	→ 法第二種事業のうち 手続不要の判定	75ha以上	20ha以上 75ha未満
風力発電	50,000kW以上	37,500kW以上 50,000kW未満		7,500kW以上	5,000kW以上 7,500kW未満
土石採取	対象外			75ha以上	20ha以上 75ha未満

3. みやぎの環境影響評価の対象事業一覧

(令和4年10月以降)

事業の種類		第1種事業	第2種事業
1 道路		4車線 7.5km 以上	(1種事業以外の事業で) ・住居専用地域内で4車線2km以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で2車線1km以上 ・国立公園等の特別地域内等で2車線5km以上の新設 又は2車線 7.5km以上の拡幅
2 河川	・ダム	75ha 以上	20ha 以上 75ha 未満
	・堰	75ha 以上	20ha 以上 75ha 未満
	・湖沼水位調節施設	75ha 以上	20ha 以上 75ha 未満
	・放水路	75ha 以上	20ha 以上 75ha 未満
3 鉄道	・普通鉄道	7.5km 以上	2km 以上 7.5km 未満
	・軌道(普通鉄道相当)	7.5km 以上	2km 以上 7.5km 未満
4 発電所	・火力発電所	75,000kW 以上	30,000kW 以上 75,000kW未満
	・風力発電所	7,500kW 以上	5,000kW 以上 7,500kW未満
	・太陽電池発電所	30,000kW 以上	20,000kW 以上 30,000kW未満
5 廃棄物最終処分場		25ha 以上	10ha 以上 25ha 未満
6 公有水面埋立て及び干拓		40ha 超	20ha 以上 40ha 以下
7 土地区画整理事業		75ha 以上	50ha 以上 75ha 未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
8 住宅団地造成		75ha 以上	50ha 以上 75ha 未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
9 レクリエーション施設	・公園の設置事業	75ha 以上	50ha 以上 75ha 未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
	・運動施設等	75ha 以上	50ha 以上 75ha 未満 (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
10 工場・事業場用地造成事業		75ha 以上 又は 100ha以上 (工業専用地域に限る。)	50ha 以上 75ha 未満 又は 100ha未満 (工業専用地域に限る。) (事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る。)
11 その他	・土石採取場	75ha 以上	20ha 以上 75ha 未満
	・複合事業(同一の事業者が、上記4、5及び7から10の事業のうち、2以上を併せて行う事業。)	それぞれの事業面積をそれぞれの事業の要件とされる上記面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となるもの	それぞれの事業面積をそれぞれの事業(土地区画整理事業、住宅団地造成、公園の設置、運動施設等の設置又は工場・事業場用地造成にあつては、事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があるものに限る。)の要件とされる上記面積のうち最小のもので除した商の和が一以上となるもの

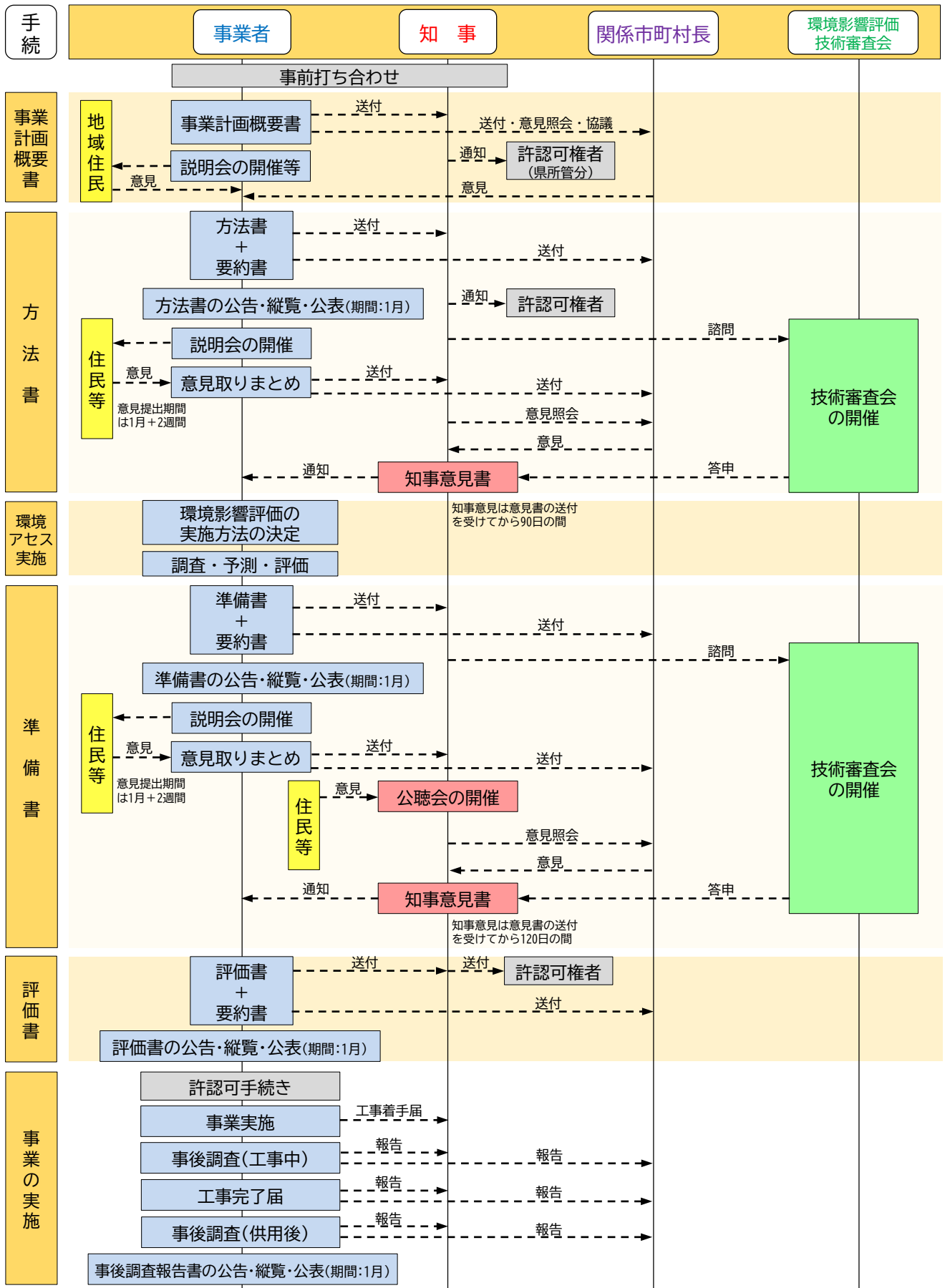
- 注1 この表は、条例施行規則別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、同表を参照してください。
- 2 「環境影響評価法」の対象事業であるときは、条例の対象とはなりません。
(「環境影響評価法」の概要につきましては、環境省の環境影響評価支援ネットワーク※1をご覧ください。)
- 3 仙台市の区域で実施される事業については、「仙台市環境影響評価条例」が適用されます。
(仙台市の環境影響評価の概要につきましては、仙台市の環境影響評価(環境アセスメント)※2をご覧ください。)
- 4 「環境保全の観点から法令等により指定された地域」とは、次に掲げる地域をいいます。
- (1) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園又は同条第二項の規定により指定された国定公園
 - (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区
 - (3) 県立自然公園条例第三条第一項の規定により指定された自然公園
 - (4) 自然環境保全条例第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域又は同条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

※1 環境省HP (URL <http://assess.env.go.jp/>)

※2 仙台市HP (URL <http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyojozen/kurashi/kankyo/>)

4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ (第1種事業)

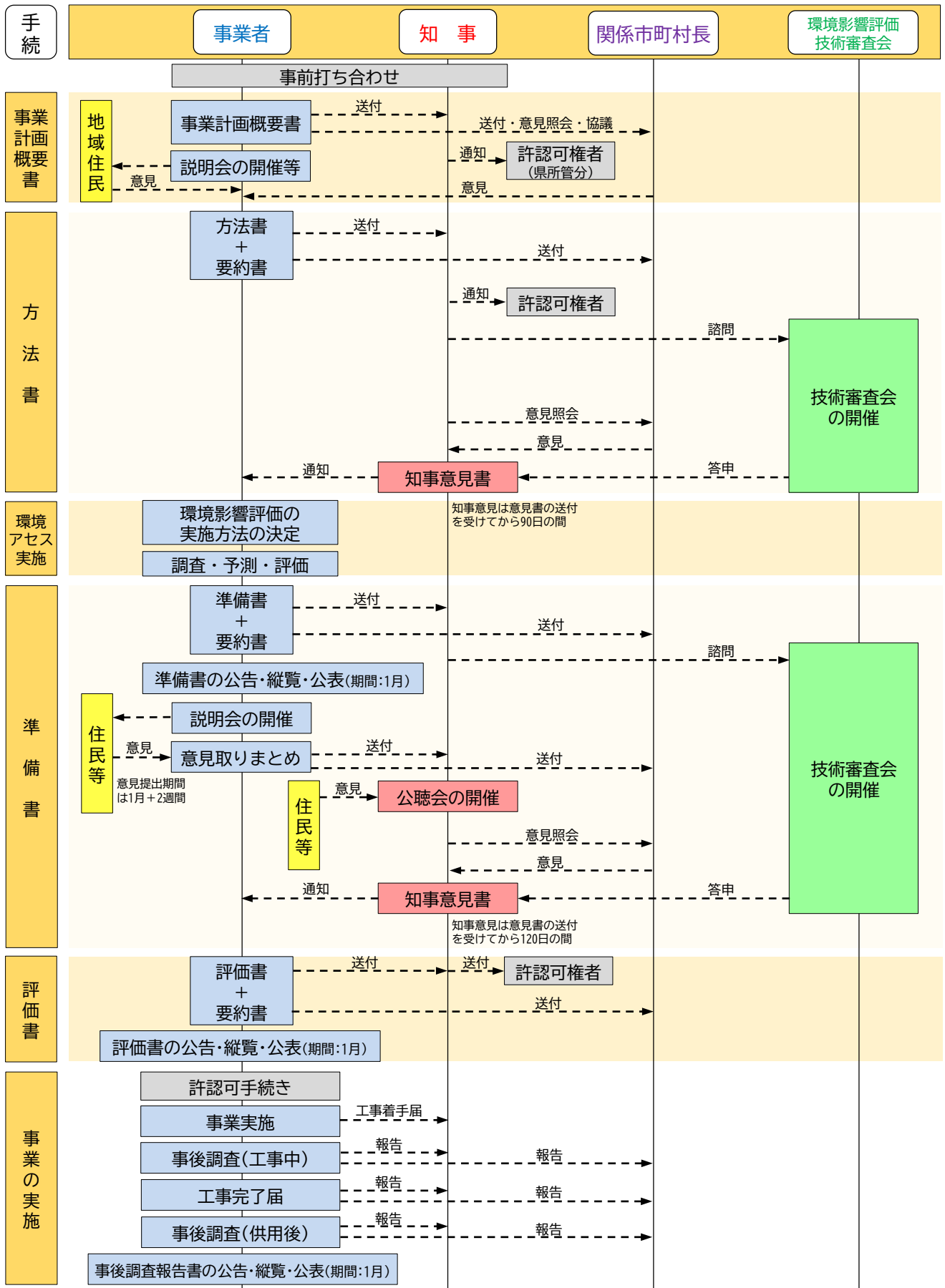
令和4年10月以降



※環境影響評価技術審査会：事業者へ提出する知事意見を形成するにあたり、技術的な事項を調査、審議するために設置している諮問機関。委員は大学教授等学識経験者15名以内で構成。

4. みやぎの環境影響評価手続きの流れ (第2種事業)

令和4年10月以降



※第1種事業と第2種事業の手続きの違い
方法書手続きにおける公告・縦覧、住民説明会の開催等の有無。

5. 事業計画概要書、方法書、準備書、評価書等とは？

※環境影響評価制度という名のとおり、“評価”書が最も重要な成果図書という位置づけです。

(1) 事業計画概要書 (条例第4条の2)

方法書を作成する前の早い段階で、地域住民及び関係市町村長に事業の概要（事業の種類、規模、実施計画区域等）を周知するために作成するものです。地域住民等から環境の保全の見地から意見を聴取し、方法書を作成します。



(2) 方法書 (条例第5・25条)

環境影響評価を行う項目、方法（調査、予測、評価に係るものに限る）について記載した図書です。図書には評価項目や方法のほか、事業の目的、内容、区域、及びその周辺の概況などが記載されます。



(3) 準備書 (条例第13・30条)

方法書に沿って調査、予測、評価を行った後、当該環境影響評価の結果や事業者としての環境保全対策の考え方について、環境の保全の見地から住民や市町村・知事意見を聴く準備段階として作成する図書です。次の評価書の前段階として作成するものです。



(4) 評価書 (条例第21・33条)

準備書に対して出た市町村長や知事意見を勘案するとともに、住民意見に配慮して準備書の内容について検討や修正を加え完成した図書で、環境影響評価の結果と、それを踏まえ講じることとした環境保全対策の内容を取りまとめたものです。

(5) 事後調査 (条例第44条)

予測の不確実性が高い項目について環境保全措置を講ずる場合及び、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合において、工事の実施中や供用開始後に環境の状況を把握するための調査です。調査を終えたときは、調査報告書を作成することとなります。



6. みやぎの環境影響評価の評価（調査・予測）項目

評価等の項目は、事業者が、事業内容と事業特性を把握したうえで、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案し、選定しなければなりません。

環境要素の区分		調査項目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音、振動、悪臭、NO _x 、SO _x 、SPM、粉じん等
	水環境	SS、DO、pH、水底の泥土等
	土壌に係る環境及びその他の環境	地形及び地質、地盤沈下、地盤の安定性、土壌汚染、日照阻害、風車の影、電波障害、反射光等
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要種（猛禽類等）、及び注目すべき生息地等
	植物	重要種、及び重要な群落等
	生態系	地域を特徴づける生態系等
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観等
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場等
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物、産業廃棄物、事業終了後に発生する廃棄物等
	温室効果ガス等	CO ₂ 排出量等
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量、土壌中の放射性物質濃度等

※宮城県環境影響評価技術指針 別表第1より要約

コラム3 風力発電事業の累積的影響評価

風力発電事業については、風力資源の良い東北地方などで開発事業が集中している状況にあり、複数事業の区域が近接するケースや、地域によっては重複するケースも見られます。単一の事業区域の範囲内だけで見れば小さな影響と評価できるものでも、他事業と空間的に連続することで、エリア一体で見た場合には、単一事業のみでは評価できないより大きな影響が生じる可能性があります。

累積的影響評価は、評価の難しさはありますが、同じ地域に多くの事業が集中立地し、各々が自らの環境負荷のみを考えて進めた場合、重大な影響を及ぼす可能性があるため、こうした視点を踏まえて影響評価を進める必要があります。

そのため、事業者は、近接する事業者と必要な資料や情報を共有する必要があります。

7. みやぎの環境影響評価における県民・行政の関わり

環境影響評価は、事業に係る環境への配慮を支援するための手続です。
“事業の実施の可否”を決定するものではありません。

環境影響評価は、事業者自らがよりよい環境配慮を行うことを支援するための手続であり、許認可手続等規定される“事業の実施の可否”を決定するものではありません。

そのため、説明会や公開された図書に対する県民の方々、市町村長等の意見が必要不可欠であるほか、その声を事業者へ適切に届け、それを受け事業者自ら、地域環境に配慮した事業計画にさせていただくことが重要となってきます。

県では、人と自然が共生する美しい県土の創造を目指して、無秩序な開発を無くし、環境配慮を推進・支援するため、県民の皆様や市町村長の意見を事業者や主務大臣に届け、環境影響評価の適切な管理、運営を進めてまいります。



地域の環境に配慮した事業の実施へ

8. Q&A

Q1：環境影響評価に要する期間はどれくらいかかりますか？

A1： 一般的には3年、4年程度かかるとされていますが、事業が動物・植物等環境に与える影響等により、必要となる調査期間等が異なるため、一概には言えません。

例えば、希少猛禽類の生息が事業箇所を確認された場合は、2営業期間の調査が必要とされています（調査だけで1.5年以上の期間を要する）。

Q2：太陽電池発電事業を計画していますが、環境影響評価条例の対象となりますか、また、対象となった場合、森林法に基づく林地開発許可手続きの際に設定される残地森林は対象区域に含まれますか？

A2： 事業規模により、環境影響評価の対象となります。条例施行規則別表第1の第4号発電所（うち太陽電池発電所の設置又は変更の工事業）に該当し、出力が3万キロワット以上は第1種事業、2万キロワット以上3万キロワット未満は第2種事業の対象となります。なお、出力が4万キロワット以上は法第1種事業、3万キロワットを超える場合は法第2種事業の対象となることがあります。

開発面積は改変面積に限定されない一団の土地と規定されており、残地森林は事業区域に含むこととなります。

なお、具体的な事業区域の考え方（ため池や沢、河川等の取扱いを含む）については、事業計画の内容に応じて個別に判断することとしておりますので、詳細は窓口で御相談ください。

また、宮城県では、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的として、出力50キロワット以上の太陽光発電施設（屋根等に設置されるものを除く。）を対象に、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」（令和4年10月施行）を制定しています。

当該条例の規定を遵守し事業を実施されるようお願いいたします。

※宮城県Webサイト 「太陽光発電施設の設置等に関する条例」について
(URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/50pv-ordinance.html>)

Q3：環境影響評価を実施するのにどのくらいの費用がかかりますか？

A3： 費用は、事業の種類、調査項目、予測手法などにより異なります。
詳しくは、専門コンサルタント会社等に御相談下さい。

(参考) 一般社団法人 日本環境アセスメント協会(<https://jeas.org>)

※環境アセスメントのコンサルタント会社等により組織された団体です。

8. Q&A

Q4：住民説明会はどのように開催すればいいですか？

A4： 住民説明会の開催にあたっては、関係市町村と協議の上、多くの地域住民の方に参加していただけるよう、開催の日時、場所、回数、参集範囲、案内方法等について配慮願います。

また、住民説明会では、事業概要等の説明のほか、土砂災害や騒音等への地域住民の不安について、丁寧な説明をするとともに理解が十分得られるよう、誠実な対応をお願いします。

なお、11ページ以降に留意事項をまとめていますので、参考にしてください。

Q5：隣接する県の区域が含まれる対象事業の場合、どのような手続きが必要になりますか？

A5： 当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続きについては、知事が、当該区域を管轄する県知事と協議して定めることとしています。

Q6：事業はいつから工事着手が可能となりますか？

A6： 評価書の公告後、法令の規定による必要な免許等の手続きが完了した後から工事着手が可能です。なお、工事に着手した場合には、遅滞なくその旨を知事及び関係市町村長へ通知しなければなりません。

Q7：環境影響評価の対象規模未満の事業において、自主的に環境影響評価を行いたいのですが、どのような調査を行えばよいですか。

A7： 自主的な環境影響評価は、事業者自らが率先して行うものですので、調査の方法は決まっています。環境への影響を調査、予測及び評価する手法については、県が作成した環境影響評価マニュアルを参考にしてください。

また、火力発電事業については「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集※¹（平成29年3月環境省）」が、太陽光発電事業については「太陽光発電の環境配慮ガイドライン※²（令和2年3月環境省）」が公表されています。

なお、自主的な環境影響評価を行った結果については、環境影響評価の趣旨に基づき、住民説明会や事業者ホームページで公開するなどして、一般の方々からの意見を事業計画に反映することが望まれます。

※¹ 環境省HP (URL <https://www.env.go.jp/press/103770.html>)

※² 環境省HP (URL <https://www.env.go.jp/press/107899.html>)

9. 留意事項

(1) 住民説明会の開催に関する留意点（立地検討段階）

環境影響評価の対象となる大規模な事業を実施する場合、地域住民等とのコミュニケーションの遅れ又は説明会が形式的等の理由により、住民の信頼が十分得られないことによつて反対運動につながり、事業の実施が困難となった事例もあります。

住民説明会は、環境影響評価法や環境影響評価条例により、開催することが義務化されていますが、その前の立地検討段階から、地域住民等と十分なコミュニケーションをとることは、円滑に事業を実施するためには非常に重要なことです。

そのため、住民説明会の開催に当たっては、以下の点について考慮願います。

住民説明会の開催時期

- 環境影響評価法では、「配慮書」の段階で、任意に地域住民に意見を求めることとされており、環境影響評価条例では、「事業計画概要書」の段階で、概要書の記載事項の周知について説明会に限定しない方法で義務化していますが、いずれの場合であっても、方法書前の手続きの段階で住民説明会を開催します。

市町村や県への事前相談

- 事業者は、立地検討段階で、関係市町村や県の担当窓口に対し、施設の設置を計画していることを伝えるとともに、地域の実情を把握するために助言や情報提供を求めます。

- ・ 立地計画について、周知や説明をすべき地域住民等の範囲
- ・ 住民説明会の開催時期及び場所等
- ・ 地域における環境に関する事項等（希少種など重要な動植物に関する情報等、施設の設置を検討するに当たり把握しておくべき地域特有の事項やそれらに詳しい有識者 等）
- ・ 各種法令、条例等に基づく規制等 など



出典：太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省：令和2年3月）

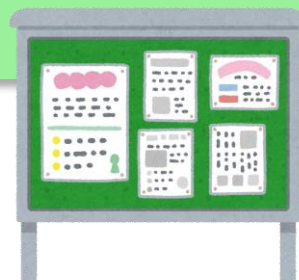
9. 留意事項

説明会の対象範囲

- 説明会の対象範囲については、施設設置による環境影響が及ぶおそれのある範囲を十分検討した上で、事業者自身が決めます。
- 環境影響が及ぶおそれのある範囲は、事業規模や事業形態、周辺環境の状況等の地域の実情によって異なることから、関係市町村や県の助言、地域コミュニティの代表者(区長、自治会長等)からの情報提供などを踏まえて判断します。
- なお、事業者は、意見聴取にあたっては、以下の関係者も考慮して検討します。
 - ・ 事業区域及びその周辺の自治会等又はその代表者
 - ・ 事業区域から排出された水が流入する河川の流水を利用する農業者等であって、当該事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認められる農業団体その他関係団体又は代表者
 - ・ 事業区域周辺の森林を管理する団体等又はその代表者 など
- また、その際、事業者は、以下の近隣関係者も考慮して対象範囲を検討します。
 - ・ 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
 - ・ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利または賃借権を有する者
 - ・ 地元自治会等に所属する関係住民 など

周知の方法

- 事業者は、遅くとも説明会の開催の1週間前までに、その旨を周知します。
- 周知の方法は、関係市町村や県からの助言、地域コミュニティ代表者からの情報提供などを踏まえ、次に掲げる方法など地域の状況に応じた適切な方法を採用して行います。
 - ・ 関係市町村の公報又は広報紙に掲載
 - ・ 地区の町内会等の回覧版・掲示板又はちらしの各戸配布
 - ・ 個別訪問 など



9. 留意事項

住民説明会の日程

- 事業者は、関係市町村や県からの助言、地域コミュニティ代表者からの情報提供などを踏まえ、できる限り説明会に参加する方の参集の便を考慮して決めます。
- 自然災害や感染症の拡大防止の対策等で開催が困難な場合であっても、関係市町村と開催時期や開催方法等を協議の上、住民説明会を開催します。
- 特に、自然災害で被害を受けた地域については、被災住民の災害復旧対策を終えるなど、地域住民の方たちが説明会に出席でき、周辺環境への影響について考えられる余裕ができる段階で、改めて住民説明会等の開催について検討、実施します。



住民説明会の場所

- 事業者は、関係市町村や県からの助言、地域コミュニティ代表者からの情報提供などを踏まえ、できる限り説明会に参加する方の参集の便を考慮して開催の場所を決めます。
- 関係地域に二以上の市町村が含まれることその他の理由により、事業者が必要と認める場合は、関係地域を二以上の区域に区分して区域ごとに開催します。
- 説明会場は、可能な限り、公民館等、地域住民の生活の場となる場所で、ある程度の広さが確保できる場所を選定します。
- 事業者は、特段の理由がない限りは、参加者に制限を設けることなく、かつ、報道機関等にも公開で説明会を開催します。

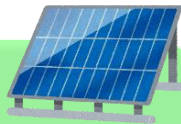
9. 留意事項

説明会の内容

○ 事業者は、専門用語はできるだけ使わず、わかりやすい言葉で説明するとともに、説明資料についても、伝えたい事項を簡潔に見やすいものを作成します。

○ 事業者は、説明会において、次の事項について説明します。

- ・ 事業者の紹介
- ・ 事業の概要
- ・ 事業の特性や地域の特性
- ・ 環境影響評価の流れ
- ・ 施設の設置場所
- ・ 出力
- ・ 工事予定時期
- ・ 運転開始予定時期
- ・ 発電事業者の名称及び連絡先
- ・ 設置により起こり得る生活環境や自然環境等の変化
- ・ 工事の内容や配慮事項
- ・ 施設の稼働時における管理方法 など



○ 事業者は、質疑応答の時間を十分に確保し、出された意見や質問には誠実な姿勢で対応するとともに、地域に貢献する内容※がある場合には併せて説明します。

(※例 災害等により停電が発生した場合の、自立運転による地域へのコンセントでの電力供給など)

○ 事業者は、周知・説明だけでなく、地域住民等から地域の情報や懸念事項等を聞き取り、それらを踏まえた対応結果を後日報告する等、「双方向のコミュニケーション」を行います。

○ 事業者は、地域住民から例えば以下の事項を聞き取ります。

- ・ 施設の設置について心配なことがありますか。
- ・ 地震や大雨の際、周辺で土砂崩れ等が発生したことがありますか。場所はどこですか。
- ・ 台風時など、河川堤防が決壊したことがありますか。場所はどこですか。
- ・ まとまった降雨によって、水がたまりやすい場所や泥水が一時的に流れ出す場所がありますか。
- ・ 希少種などの重要な動植物が生息・生育している場所はありますか。
- ・ 地域の生活や文化等と関わりの深い場など、地域で大切にしている場所はありますか など



説明結果等の記録

○ 事業者は、地域住民等への説明について、その日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録します。また、説明会を開催した場合は、参加を呼び掛けた対象地域や対象人数、出席者数についても記録します。

○ 地域コミュニケーション円滑化のため、事業者は、説明会等の資料や質疑応答の概要と併せ、事業計画の説明等に際し地域住民等から寄せられた意見を勘案して採用する対策について、回覧板等を通じて地域住民等へ知らせます。

9. 留意事項

(2) 環境影響評価図書の県による公開について

宮城県では、令和4年に「宮城県環境影響評価図書の公開等に関する要綱」を制定しました。宮城県では、近年、大規模な再生可能エネルギー発電施設の事業計画が急増していることに伴い、多くの県民の皆様から不安の声が寄せられています。

その要因の一つとして、事業計画や環境への配慮内容が示されている図書を十分に閲覧し、理解を深める機会が少ないことが挙げられています。

事業計画に対する県民の理解や環境保全に関する情報の共有や蓄積のため、宮城県では、事業者に対し、法令等の縦覧期間終了後も、図書の継続的な公開を行うことをお願いしています。

なお、県の公開に当たっては、著作権その他の問題が生じないように、ウェブサイト上及び閲覧用図書に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている旨記載します。

<対象>

法に基づく図書

- ・計画段階環境配慮書
- ・環境影響評価方法書及び要約書
- ・環境影響評価準備書及び要約書
- ・環境影響評価書及び要約書
- ・報告書

条例に基づく図書

- ・事業計画概要書
- ・第一種事業方法書
- ・第二種事業方法書
- ・第一種事業準備書
- ・第二種事業準備書
- ・第一種事業評価書
- ・第二種事業評価書
- ・調査報告書

<公開の流れ>

- ① 事業者は、対象図書を県に提出する際に、「公開の許諾書」及び「対象図書の電磁的記録」を併せて提出します。



- ② 県は、事業者の対象図書の縦覧終了日の翌日から対象図書を公開します。

※対象図書は、宮城県の県政情報センターにて公開

※電磁的記録は、宮城県環境対策課のウェブサイトにて公開



9. 留意事項

(3) 累積的影響評価に係る協力について

近傍に既設又は計画中の他の発電事業がある場合には、これらの事業を含んだ将来の環境の状況を勘案して、一帯の事業の累積的な影響について予測・評価を行う必要があります。そのためには、事業者間で、事業計画等の情報を共有していただく必要があります。

県では、公開版の図書については、県が継続的に公開することとしていますが、非公開部分についても、事業者においては、他の事業者から情報提供を求められた場合には、積極的に求めに応じるようお願いします。



10. 参考

規定・マニュアル

当県においては、条例等の例規のほかに、環境影響評価技術指針の内容をより具体的に示すマニュアルを作成し、環境影響評価の技術的精度の確保を図っています。（下記は改定後、最新版の年度を記載しています。）

1. 環境影響評価条例（平成10年）
2. 環境影響評価条例施行規則（平成11年）
3. 環境影響評価技術指針（平成11年）
4. 環境影響評価マニュアル（動物・植物・生態系）改訂版（平成21年）
5. 環境影響評価マニュアル（準備書・評価書）改訂版（平成20年）
6. 環境影響評価マニュアル（方法書）改訂版（平成19年）
7. 環境影響評価マニュアル（大気・水・土壌・その他の環境）改定版（平成22年）
8. 環境影響評価マニュアル（人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野）改定版（平成23年）
9. 環境影響評価マニュアル（環境保全措置・事後調査）改定版（平成25年）
10. 環境影響評価マニュアル（風力発電所設置事業）追補版（平成26年）
11. 環境影響評価マニュアル（火力発電所設置事業）追補版（平成30年）

なお、上記例規等については、宮城県Webサイトで公開しております。
(URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/>)





薬菜山

守りたいものがある。
残したいものがある。

◇詳しいお問い合わせは

宮城県環境生活部環境対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2667
FAX 022-211-2696
mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/>

発行日 令和5年3月